

平成24年度第1回神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

議題（1）神奈川県動物愛護管理推進計画について

ア 平成23年度実施結果について

【事務局説明】

資料1、2に基づき、県・政令5市の平成23年度の実施結果について説明した。動物の致死処分数、苦情件数、犬の返還・譲渡率及び猫の譲渡率の統計については、平成20年度からの10年後の数値目標値は平成22年度に既に達成しており、平成23年度はさらにそれを上回る数値となった。

【各委員から活動内容について説明】

委員：例年行っている野良猫の不妊手術は721件で昨年より減少した。施設見学、講演の依頼は増加した。また、行政の職員が当施設を視察した。保護施設をこのように行政に見学してもらえるとありがたい。詳しくはお配りしたパンフレットをご覧ください。

委員：神奈川県支部の活動としては、横浜市動物愛護センターでのイベントの支援、動物愛護週間の各種行事への参加等である。支部主催で11月に「ペットの防災について」の講習会、横浜市青葉区主催で「猫の飼い方研修」を実施した。3月には「高齢犬、猫について」の講習会を実施した。東日本大震災の2か月後には「災害時飼育手帳」を作成し、昨年度末の時点で講習会参加者等に2000冊を配布した。我々の主催する勉強会、講習会等は一般の人も参加可能である。皆様に参加していただき、レベルアップしていただきたい。

委員：先程の説明で、行政への苦情件数が減少したとあったが、これは必ずしも単に苦情が減っているということではないと思う。行政で対応できない事例の相談が、当会に数多くある。活動の一例として、藤沢市の商店街に野良猫が多く、個人の呼びかけで数か所の店舗に募金箱を置き、集まったお金でその猫の不妊手術をしたという事例があった。同時に、手術済みの目印である耳先カットについても説明のカードを作り、猫をみんなで可愛がるきっかけとなった。

委員：当団体は全国の輸入業者10社で構成されている。業務としては一般の消費者に何かを訴えかけることは行っていないが、公益社団法人日本愛玩動物協会の傘下としてその事業に協力している。また、私個人は法律を作る手伝いもしており、環境省では外来生物法とペットフード安全法、厚生労働省では人と動物の共通感染症に関する法律の内容等について、中央審議会で見解を出している。

委員：実験用に飼育している犬のケージが老朽化していることもあり、海外の福祉基準を満たせるようなケージに換えるよう準備をしている。また、その犬の登録についても保健所に指導を仰ぎながら準備を進めている。

委員：資料では神奈川県犬の致死処分数が 132 頭となっているが、このうち収容中に死亡した犬を除くと、実際に処分したのは 97 頭である。これらは病気、大型犬、猟犬等、どうしても譲渡できなかった犬である。猫の致死処分は約 1000 匹とまだまだ多いが、昨年度から犬同様、不妊手術後に譲渡会で譲渡するようにした。譲渡実績は 30 匹と多くないが、不妊去勢手術の技術も安定してきており、今後は譲渡匹数を増やしていきたい。また、当所登録のボランティアとの会議を開催し、災害時の協働について意志の疎通を図った。

委員：横浜市では犬鑑札と狂犬病予防注射済票のデザインと材質を変更した。かわいいデザインと小型化により、以前より装着しやすくなった。マイクロチップ装着費用の助成は 756 頭であった。以前は予定枠に満たなかったが、東日本大震災後は関心が高まり、昨年度は 750 頭分の予定枠を越えた助成を行った。

委員：川崎市では動物愛護フェアかわさきが 20 回目を迎えた。これまでは区役所の持ち回りで開催し、動物とのふれあいも行っていった。昨年度は川崎駅地下街で開催し、生体の持ち込みが不可であったこと、また、ふれあいが果たして動物愛護の啓発に必要なのかとの意見もあり、災害対策の啓発が中心の内容となった。人通りの多い場所のため、動物に関心が薄い人にも動物愛護センターの状況等を PR することができた。被災動物救助のため、福島県に職員 6 名を派遣した。運転手が必要との話を受け、内 2 名は自動車運転手を派遣した。

委員：相模原市の協働事業提案制度により採択された事業を行った。その内容は、プロが描いた犬の糞放置防止の看板（3 種類各 500 枚）を作製、配布し、また啓発物品として同じデザインのティッシュ（30,000 個）を市民と一緒に駅、量販店、公園等で配布するものであった。犬の苦情は年間 600 件～800 件ほどあり、この活動を具体的に評価をすることは難しいが、啓発活動を市民と一緒に行うことができたことは大変よかった。看板も大変目立ち、糞をされなくなったとの声もいただいている。

委員：横須賀市では動物愛護センター開放 DAY において、動物の写真とプロフィールを掲示したため、譲渡の問い合わせが増えた。

委員：藤沢市の動物愛護のつどいでは、絵画コンクール、長寿犬猫の表彰、しつけ教室、災害対策についての講演等を行った。飼い主のいない猫への不妊去勢手術、広報紙への動物愛護普及啓発記事の掲載も例年通り実施した。総合防災訓練では獣医師会等と

の協働で「災害時ペット対応訓練」を実施した。また、藤沢市獣医師会と災害時の動物救護活動に関する協定を締結した。

委員：獣医学科等の学生に対し、動物由来感染症や動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）等の関連法規の講義を行っている。私は神奈川県動物由来感染症対策検討会の委員をしており、サーベイランス事業として猫ひっかき病、トキソプラズマ症、ブルセラ症等の調査を行っている。神奈川県の動物取扱責任者の研修では、講師もさせていただいている。

委員：神奈川県からの委託で負傷の猫を 355 匹收容し、処置をした。野生動物の保護が 134 件、学校飼育動物への支援が 55 校であった。東日本大震災神奈川県動物救援本部では 62 件の相談、被災動物の治療 6 件に対応した。震災により放棄された動物の新しい飼い主探しを、神奈川県動物愛護協会に依頼した。会員による警戒区域内における家庭動物の保護、被災 4 県へ各 100 万円の見舞金、病院に設置した募金箱への寄附金約 170 万円を日本獣医師会へ義援金として寄附、等も行った。公開講座「動物の命を考える」を実施し、自治体や団体との共催で動物フェスティバル神奈川を開催した。

事務局（欠席した委員からの報告）：横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除いた市町村で年 1 回の神奈川県狂犬病予防推進協議会の総会を開催し、獣医師会や各市との情報交換を行い、狂犬病予防業務の推進に努めている。

【意見等】

委員：各自治体のHP等での公示や譲渡のお知らせは、大変よく作られていると思う。横浜市では来年度から野良猫の無料不妊手術が始まるとのことで、他の自治体もぜひ実施していただきたい。マイクロチップリーダーの自治体等の配備状況を知りたい。また、横浜市の変動音波式ネコ被害軽減器の貸出しは横浜市は区で行っているのか、市として行っているのか。

委員：神奈川県は動物保護センターに6台配備している。

委員：横浜市は全18区役所と動物愛護センターに配備している。変動音波式ネコ被害軽減器については区で貸し出しており、その台数は把握していない。野良猫の手術の件は新聞で報道されたが、野良猫を減らす方法の1つとして検討中です。

委員：川崎市は動物愛護センター及び全7保健福祉センターに配備している。

委員：相模原市は保健所（本所と津久井保健センター）に各1台、特定動物用1台、死亡で收容された動物の確認用に清掃工場にも配備している。

委員：横須賀市は保健所と動物愛護センターに配備している。

委員：藤沢市は保健所に1台配備している。

委員：総台数は把握していないが、会員の動物病院で持っている所は多い。病院の件数から換算すると、3桁の台数はあると思う。9月に改正された動愛法の附則第14条には、マイクロチップの装着等について記されており、今後は装着の義務化に向けての施策が講じられていくと思われる。今後の課題としてはマイクロチップの小型化、精度の向上、装着していることが外見からもわかるようにすること、などがある。

委員：マイクロチップを入れておけば、迷子になっても必ず見つかると思っている人がいる。動物が保護される場所にはマイクロチップリーダーの配備をお願いしたい。

委員：実験動物施設数等の把握はしているか。また、実験動物の適正な取扱いについてどのように周知しているのか。

事務局：平成22年度にインターネットの検索で調べた施設（20件弱）を対象にアンケートを実施したが、届出制度もなく、施設数については把握していない。適正な取扱いについては、昨年度は個別の問合せについて対応した。

委員：東日本大震災時にできた災害時動物救済連絡会は継続しているのか。県の災害時動物救護活動マニュアルとの関係は。

事務局：体制としては継続している。連絡会議の開催予定は現在のところない。神奈川県災害時動物救護活動マニュアルは、現状に合わなくなってきたので、見直しについて検討している。

イ 神奈川県動物愛護推進員活動報告について

【事務局説明】

資料3に基づき、活動報告（平成23年度、24年度上半期）について説明した。地域猫への取組み、飼育方法のアドバイス、動物の救助、野生動物の保護、イベントへの参加等が報告された。

委員：動物フェスティバル神奈川への推進員の参画が少ないと思う。フェスティバルについて、県としてはどういう関わり方をしているのか。また推進員に対する働きかけについてはどのようなものがあるか。

事務局：動物フェスティバル神奈川において、本県は複数ある主催団体の1つである。今年度は初めて推進員のブースを設け、推進員制度についてのリーフレットを配布した。来年度以降のブースの内容については今後の検討課題である。

委員：推進員の活動として、地元密着も大事だが、県の行事にも参加していけるような働きかけをお願いしたい。

会長：昨年度の協議会でもお話ししたが、今回初めての試みとして動物フェスティバルで推進員のブースを設けた。来年度はさらに県民にPRできる方法を考えたい。

委員：野鳥の保護を行ったとの報告があるが、野生動物は動愛法に定義される「愛護動物」ではないので、推進員の活動の範囲外ではないか。また、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市でのイベントの参加も同じく活動範囲外だと思うが。

委員：推進員の活動における対象動物は愛護動物だけではない。この報告では保護した後の措置は不明だが、動物愛護、または動物福祉の観点から考えても、野生動物の保護は活動範囲外とは思えない。

委員：推進員の中には獣医師もいる。活動として治療を行うにあたり、その対象はペットだけでなく、野生動物や経済動物も含まれると思う。

委員：動愛法での「動物」とはすべての動物を指しており、野生動物の保護は協議会で否定することではないと思う。野生動物を保護した際の対処方については、推進員研修の場で伝えればよい。話は変わるが、この協議会には各自治体のトップの立場の委員や、動物に関する様々な分野の委員が集まっている。協議会ではいつもこのように質疑応答に時間を取られ、動物愛護管理推進計画の施策等について協議する時間が無い。本協議会の会議資料は毎回事前に委員に送付されるが、例えばもう1週間早く送付していただき、質疑等は事前に集め、事務局が回答をまとめて当日資料として配布する形にすれば、前向きな協議をする時間ができると思う。

ウ 平成24年度実施計画について

【事務局説明】

資料4に基づき説明した。

事務局：実施計画の最後に、平成25年3月に神奈川県動物愛護管理推進計画を改訂するとある。推進計画は策定後概ね5年で見直しを行うとあり、これを受けて改訂の予定としていた。しかし、今年9月に動愛法の改正があり、これに伴い推進計画を定める基となる「基本指針」を今後環境省が見直す予定であり、これを受けての推進計画見直し作業開始となる。よって日程的に間に合わないことから、25年3月に改訂する件は削除したい。

会長：この件について承認としてよいか。

一同：承認する。

議題（2）その他

会長：用意した議題は以上であるが、皆様から情報提供等があればいただきたい。

委員：ラジオ番組出演時の内容をCDにしてきたのでお配りする。動物に関わる人からみたら基本的な知識でも、一般の方は知らないということが多いため、このようにラジオ等で動物の対処法について説明できる機会は大切だと思う。動物トラブルで事件が起こる前に、その前兆をつかむきっかけとなるためにも、個別の電話相談等の対応方法は有効だと思う。

委員：この2時間では時間が足りないので、施策や推進員の活動等について具体的なことを話し合うために、作業部会の設置を考えていただきたい。

会長：その部会員は当協議会の委員をお考えか。

委員：そうでなくてもよいと思う。例えば委員の推薦した人でもよい。5，6人で推進員の活動が活発になるための議論をする等がよいと思う。

会長：県としては推進員の活動促進についてどのようなことを行っているか。

事務局：今年は推進員委嘱式の際に研修を行い、そのあと各保健福祉事務所の担当者と推進員とで意見交換の場を持った。その後は推進員同士で集まり、話し合いの場をもっている方々もいる。

委員：推進員の活動報告会に委員が出席するのも一つの方法ではないか。部会をもつにしても、まず活動の実態をつかむ方が先ではないだろうか。

委員：推進員委嘱式にも委員が出席できれば、議論をしたり、我々が今後推進員の活動をどうサポートしたらよいかも見えてくるのではないか。推進員との話し合いの機会を作れば、部会の必要はないのではと思う。

委員：遺棄や虐待の問題もあり、2時間の協議会では足りないと思う。

委員：協議会の委員はそれぞれの所属の活動もあり、各団体でできることを行えばよいと思う。

委員：動物の問題は地域性が大きく、一括して考えることは難しい。状況に応じて対処しないと解決にたどり着かない。部会で協議しては間に合わない現実がある。

委員：当協会には自治体から紹介を受けての相談が多くある。協会の対応等について詰めた話ができる場がほしいと思い、作業部会の提案をした。

委員：動物保護センターのホームページに、従来の収容動物情報に加え、個人宅等で保護されている動物の情報も載せるようにしたので、周知いただきたい。

事務局：推進員に対する研修会のあり方等の課題については持ち帰り、よい方法を検討したい。本日は時間がなくなってきたが、ご質問等には個別にお答えするので、事務局にご連絡いただきたい。

会長：事務局には次回からは資料の送付を早めにし、事前に質問等を受け、協議会当日には充実した意見交換ができるようにしていただければと思う。以上で閉会する。